

日本帝国主義の戦争と侵略の論理（完）

岩 本 勲

The Imperialist's Logic of Wars and Invasions by Japan (4)

IWAMOTO Isao

【目次】

はじめに

- (1) 明治政府の対外侵略・軍事攻撃の端緒
 - a. 征韓論
 - b. 台湾出兵
 - c. 琉球処分
 - d. 江華島砲撃・壬午軍乱・甲申事変
- (2) 日清戦争
 - a. 利益線の防衛
 - b. 甲午農民戦争
 - c. 開戦・講和・賠償
- (3) 日露戦争
 - a. 北清事変
 - b. 日英同盟と満韓交換論
 - c. 世論
 - d. 開戦
- (4) 外交軍事路線の重大な転換
- (5) 韓国併合
 - a. 日韓協約
 - b. 義兵蜂起
 - c. 韓国併合
 - d. 3.1独立運動
- (6) 第一次世界大戦
 - a. 日本の参戦
 - b. 対華21カ条要求
 - c. 石井・ランシング協定
 - d. シベリア出兵
 - e. ヴェルサイユ条約
 - f. ワシントン条約
 - g. 五・四運動
 - h. 不戦条約とロンドン海軍軍縮条約
- (7) 日本外交の束の間の転換
 - a. 原内閣の登場
 - b. 幣原外交
 - c. 山東出兵と張作霖爆殺
- (8) 満州侵略
 - a. 世界大恐慌
 - b. 満州侵略
 - c. 高まる排外熱とその批判
 - d. リットン調査団報告
- (9) 日本ファシズムとテロリズム
 - a. 国家改造論

平成21年2月17日 原稿受理

大阪産業大学 教養部

- b. テロリズムと5.15事件
- c. 2.26事件
- (10) 日中戦争
 - a. 華北分離工作
 - b. 日中戦争の開始
- (11) 天皇制ファシズムの生成
 - a. 天皇制ファシズム
 - b. 天皇制ファシズムの生成過程
- (12) 対ソ外交
- (13) 第二次世界大戦
- (14) アジア・太平洋戦争
 - a. 日米戦争開始に至る過程
 - b. 日米開戦と四つの戦争
- c. 敗戦の物的基礎
- d. 敗戦の政治過程
- (15) 冷戦の開始 (以下、本号)
- (16) 極東国際軍事裁判
 - a. 天皇と内閣による戦争責任の転嫁
 - b. 裁判の過程
 - c. 裁判をめぐる争点
- (17) 日本国憲法制度
- (18) 朝鮮戦争と警察予備隊の発足
- (19) サンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約

結語

(15) 冷戦の開始

戦後の国際政治の枠組みは、いうまでもなく冷戦であり、日本の外交軍事政策はこの枠組みの中で展開される。冷戦とは何か。一言でいえば、社会主義世界体制と資本主義=帝国主義世界体制との政治・経済・軍事・思想の全般にわたる熾烈な総力戦であり、軍事的には、米ソの熱核戦争こそはなかったが、したがってCold Warであったのだが、事実上は、第三次世界大戦に匹敵する深刻な闘いであった。

冷戦の開始をヤルタ・ポツダム会議に求める見解が有力な考え方の一つであるが、それは正しくない。米英ソ首脳会談の主唱者はローズベルト大統領であり、彼は病軀を押してヤルタまで長途の旅をしたのである。ヤルタ会談時点ではまだ、ドイツ・日本が降伏しておらず、ポツダム会談時点でも日本は降伏しておらず、したがって、アメリカが最終的勝利を得るためには、ソ連の対日参戦による大陸の約200万人の日本軍壊滅が必要であった。この限りで、アメリカはソ連との協調を維持しなければならなかったのである。戦後の冷戦の象徴となったドイツ国家とその首都ベルリンのそれぞれの東西分割は、米・英・ソの共通の目標であるドイツ弱体化政策の基本的な一環であった。もとより、ポツダム会談では、病没したローズベルトに代わって反ソ色の強いトルーマン大統領の登場、ドイツの敗北、アメリカの原爆開発成功、という重大な局面変化があり、米ソの対立は顕著になり始めていた。そこでは、トルーマンは戦後世界における対ソ優位の獲得を基本政策として押しすすめた。この政策の第一弾こそ、日本への原爆投下であった。したがって、イギリスの高名な物理学者ブラケット博士が指摘したごとく、これが冷戦の開始を告げる号砲に他ならなかったのである。

チャーチルが1946年2月、フルトン演説でいわゆる「鉄のカーテン論」を展開し、ソ

連との第三次世界大戦の危機を警告した。つづいてトルーマン大統領が1947年3月、トルーマン・ドクトリンを発表し、ソ連封じ込め戦略をアメリカの全戦略の基礎に据えたことによって、世界の両体制間への分裂が決定的となった。マーシャルプラン（1948年）、NATO結成（1949年）、一方における社会主義圏のコミンフォルム結成（1947年）、ソ連の原爆保有（1949年）等は冷戦の急速な進行を示した。アジアにおける、冷戦の進行も顕著で急速であった。第2次世界大戦が終了し1年半も経ない1946年12月に勃発したインドシナ戦争は、アメリカがフランスを、ソ連が北ベトナムを支援するという米ソ対立を背景とする典型的な冷戦型の局地戦争の先駆であった。中国では第3次国共内戦が1946年7月に開始され、中華人民共和国が1949年10月に成立し、社会主義陣営に入った。さらに翌1950年6月に朝鮮戦争が勃発したことは、アジアにおける冷戦を決定付けるとともに、1947年以來のアメリカの対日占領政策の転換を決定的なものとした。つまり、それは、それまでの日本帝国主義弱体化政策から日本の「反共の砦」化政策への基本的転換を内容とした。

(16) 極東軍事裁判

a. 戦争責任の国民への転嫁

天皇は8月15日、「終戦の詔書」をラジオ放送で発表した。これは、先にも紹介したごとく（本誌前号、注51）、戦争は自存と東亜の安定のためであり、他国の領土を侵すがごときは朕の意思ではなく、終戦（敗戦ではなく）とするのは戦局が好転しない（当初の原案では戦局悪化の趣旨であったが軍部がその表現に反対）ためである、と自らの一切の戦争責任を回避したものであった。

鈴木内閣がこの日に辞職し、戦後の混乱を收拾するべく、皇族内閣として東久邇稔彦内閣が誕生した。同内閣は8月15日、全国民総懺悔論を唱えて、天皇と政府の戦争責任を曖昧にあるいは回避しようとした。首相は敗戦原因に言及して、急速な戦力の壊滅、原爆とソ連参戦、規則法律の乱発等を指摘した上で、次のように述べた。

…また、政府、官吏、軍人自身がこの戦争を知らず知らずに敗戦の方に導いていったのではないかと思ふ、…それからさらに国民道德の低下といふことも敗因の一つと考へる、即ち軍、官は半ば公然とまた民は私かに闇をしていたのである、…この際私は軍官民全体が徹底的に反省し懺悔しなければならぬと思ふ、全国民総懺悔することがわが国再建の第一歩であり、わが国内団結の第一歩を信ずる。⁷⁴⁾

敗戦の責任を、国民の道德の低下と「闇」に転嫁する典型的な居直りの論理であった。

同様の責任転嫁論は開戦内閣の東条元首相のメモにも明瞭に表れている。このメモは、第

74) 前掲『日本史資料5』、p.200.

1 回目の「聖断」直後、重臣懇談会（8月10日）における天皇の下問に対する東条の奉答要旨及び8月14日までの覚え書きとなっている。

（奉答、四）

…皇位確保、国体護持に就いては当然にして、之をしも否定する敵側の態度なりとせば一億一人となるも敢然戦ふべきは当然なり。（8月10日）

（今後予見すべき情勢）

（一）新爆弾に脅えソ連の参戦に腰を抜き、一部条件を附し在りと雖（いえど）、全く「敗者なり、…軍のみならず、内地国民の思想上に頗（すこぶ）る悪しき動揺を与へ、政治上の信頼を全く失ひ、処置適切を欠くに於いては混乱状態を惹起（じゃっき）する恐れなしとせず。又此の間に生ずる共産主義の抬頭は必然にして、今日に於ても共産主義の容認を云々する者を生じつつ在る現況に於て、益々然り。

（二）（略）帝国の最後の要求の唯一のものたる国体護持なるものは、具体的条件たる軍備維持なくしては空文に過ぎず。従て全面的武装解除の如きは帝国として承服し得ざる処なるべく、而も此の問題、最近必ず問題化すべきは必然なり。（8月11日）

（略）もろくも敵の脅威に脅え、簡単に手を挙ぐるにいたるが如き国政指導者及国民の無気魂なりとは夢想だにせざりし処、之に基礎を置きて戦争指導にあたる不明は、開戦時の責任者として、深く其の責を感ずる処、上御一人に対し、又国民に対し申訳なき限り。（8月13日）⁷⁵⁾

ここでも、国体護持が至上価値であり、そのためには、原爆もソ連参戦も恐れてはならなかったし、そのために蒙った国民の塗炭の苦しみも眼中になく、国体護持のためには軍備を不可欠とし、一方、敗戦に伴う脅威としては共産主義であり、また東条自らの誤りは「気魂」なき指導者と国民に依拠したことであった、とする。一言でいえば、東条は戦争に対して一切の反省をせず、居直りの論理に徹したと言うことである。

日本政府は9月2日、戦艦ミズリー号上で降伏文書に署名し、敗北が正式のものとなった。既に日本に進駐していた連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは9月11日、東条元首相以下39名に対して、戦犯容疑で逮捕命令を発した。

東久邇内閣は10月5日、マッカーサーの民主化指令「政治的、公民的及宗教的自由ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル覚書」（天皇に関する言論の自由・政治犯の釈放・思想警察全廃・内務大臣・特高警察官の全員罷免、等）に抗して総辞職した⁷⁶⁾。明治以来、日本を支配した絶

75) 東条英機「東条英機直筆メモ」「朝日新聞」夕刊、2008.8.12.

76) 東久邇宮は後に、自分としては自分の手で民主化をやり、一連の治安関係法の廃止や共産主義者の解放を司法大臣その他に命じていたのだが、彼らがぐずぐずして、宮の命令を実行しなかった旨を述べている（東久邇稔彦[1967.3]『東久邇日記』徳間書房、p.244～247）。しかし、これも言訳がましい後講釈の気配が濃厚である。

対主義としての天皇制は、これによって終止符が打たれた。

後を継いだのが、幣原喜重郎内閣であった。周知のとおり、幣原は戦前において、ブルジョアジーが議会と内閣の権力を握った稀有の時代の外相であり、対英米協調、対中非武力干渉政策によって幣原外交で名を馳せた典型的なブルジョア政治家であった。ここに新しくブルジョア君主制としての天皇制（後に成立した日本国憲法に従えば象徴天皇制）の出発点が置かれた。

同内閣は、戦犯の自主裁判を行う「戦争責任裁判法案」を準備したが、これは天皇の名によって戦争を起こし天皇の名によって裁く、という自己矛盾に陥るため実現しなかった。しかし、このまま放置すれば、連合軍によって戦犯裁判が行われることは不可避なので、陸軍は俘虜調査委員会を設け、ここで裁判の既成事実を作り、一事不再理の原則を盾にして連合軍の裁判を免れようとする小細工を進めた。まず、「死のバターン行進」（1942年4月、フィリピン、捕虜虐待で2万名以上が死亡）の責任者、本間雅春中将を刑事罰ではなく行政処分としての「中将礼遇停止」の処分にした（同中将は、フィリピンのアメリカ軍の軍事法廷で死刑に処せられた）。「終戦の詔」「一億総懺悔論」「東条メモ」「本間中将問題」、これらすべてが示していることは、天皇も政府も軍も、全てが自己の戦争責任を果たそうとしなかったことである。

b. 極東国際軍事裁判の過程

このように日本支配階級が徹頭徹尾、責任回避に走るなかで、極東国際軍事裁判（以下では東京裁判と略記）の過程が1945年9月、東条元首相以下39名に対する逮捕から開始された。

一方、国民は、新聞紙上で戦犯容疑者の逮捕と戦前の驚くべき実情の数々に接するに及んで、彼らへの強い反感と怒りを強めた。ただし、天皇の責任追及には賛否両論があった。

戦犯裁判は、A級戦犯とBC級戦犯に分けられ、前者は東京で裁判され、後者は8カ国の法廷で裁判された（日本国内では横浜）。

東京裁判は、以下のような法理と手続きによって行われた。

- ① 連合軍最高司令官としての権限に基づいて、マッカーサーが国際検事局を組織し、同検事団が「極東国際軍事裁判所憲章」（以下、憲章と略記）を制定し、これを公布した（1946年1月19日）。マッカーサーの憲章公布に際しての「特別声明」は、その法的根拠として次のような趣旨を述べている。⁷⁷⁾
 - i. 第2次世界大戦中、連合国は戦争犯罪人を裁判に附すと宣言した。
 - ii. ポツダム宣言10条は戦争犯罪人の処罰を明記した。

77) 住谷雄幸[1989.8]『東京裁判ハンドブック』青木書店、p.7、参照。

iii. 天皇および日本の権力は、占領目的遂行のため連合国最高司令官に従属することを降伏条件とした。

iv. 連合国は、連合国は連合国最高司令官が降伏条件履行のため一切の命令を発すべきことを協定した。

② 憲章は、これに先行した「国際軍事裁判所憲章」(ニュルンベルグ国際軍事裁判所憲章、1945年8月8日)に範をとって制定された。

③ 憲章は、明文として裁判対象を元首まで含めるニュルンベルグ憲章とは異なっているが、裁判の管轄に関しては若干の差異を除けば、基本的には同一の原理で貫かれている。裁判の管轄は次の3点である。

(A) 平和に対する罪 即ち、宣戦を布告せる又は布告せざる侵略戦争、若は国際法、条約、協定又は保証に違反せる戦争の計画、準備、開始、又は実行、若は右諸行為の何れかを達成する為の共通の計画又は共同謀議への参加。

(B) 通例の戦争犯罪 即ち、戦争法規又は戦争慣例の違反。

(C) 人道に対する罪 即ち戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隷的虐使、追放その他の非人道的行為、若は政治的又は人種的理由に基づく迫害行為であって犯行地の国内法違反だと否とを問はず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたるもの。

AとCの罪は、本憲章とニュルンベルグ憲章によって創設されたものであり、Bの罪はハーグ陸戦協定など、既存の国際法違反の罪である。

④ 裁判官・検察官は、アメリカ國務省の要請によって、イギリス、フランス、中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、オランダ、ソ連およびアメリカから指名されることとなった。しかし、インド政府の強い要請とイギリスの後押しによってインド代表を加えることとなり、これとの均衡上、アメリカはフィリピン代表を追加した。

マッカーサーの指名により、裁判長にはオーストラリア代表のウィリアム・F・ウェップが、首席検察官にはアメリカのジョセフ・B・キーナンが就任した。

⑤ 憲章(A)の「平和に対する罪」の容疑者は第1次～4次まで、合計118人であった。有力容疑者であった近衛文麿は逮捕直前に自殺した。検察局は最終的には、起訴対象者を立証可能な28名に絞り込んだ。もとより、被告たちに対する訴因は最初、(A)「平和に対する罪」だけではなく、(B)「通常の戦争犯罪」と(C)「人道に対する罪」にまたがる55項目に及んだ。これら多数の訴因に、英米法の「共同謀議」の網をかぶせた。しかし、最終的には訴因は10に絞られて起訴され、「人道に対する罪」は訴因とはならなかった。

同罪の対象期間は、張作霖爆殺事件（1928年）から敗戦（1945年）までである。多数の軍人が容疑者となったが、マッカーサーは最初から「一罰百戒」的に起訴対象者を20名前後として迅速に裁判を終えるつもりであったし、検察局も多数の立証は不可能なので、多数の逮捕者を不起訴とした。

容疑者リストについていえば、オーストラリア・リストには天皇をはじめ軍人皇族や三井の池田成彬をはじめ三菱、住友、安田など財閥指導者12名が含まれていた。ソ連リストにも、鮎川義介や岩崎小弥太らが含まれ、鈴木茂三郎らも財閥の戦争責任を追及していたが、結局、検察局は立証困難という理由で彼らを起訴しなかった。

右翼の指導者たちも数人、容疑者に含まれていたが、検察局は日本の右翼の実状を知らず、有名であった大川周明のみが起訴された。

不起訴になって戦後政治に大きな影響力を持った代表格は岸信介であり、右翼としては児玉誉士夫や笹川良一であった。

- ⑥ 天皇の起訴については、検察局の多数は天皇訴追の意向のようであったが、マッカーサーは最初から反対であった。日本統治と共産主義防止のためには、天皇の存在を不可欠としたからである。これについては、日本統治の最高機関である極東委員会が1946年4月3日、ソ連を含めて天皇不起訴で合意した⁷⁸⁾。

それまで、対外的政治宣伝では天皇制廃止を唱えていたソ連は、対米協調をソ連外交の基調としていた当時、日本問題でもアメリカに譲歩し、最初から天皇を容疑者リストからはずしていたし、蒋介石政権の中国は、アメリカの意向に従わざるを得なかった。最後まで、天皇訴追を主張したのは結局、オーストラリア出身の検察官のみであった⁷⁹⁾。

78) 日暮吉延[2008.1]『東京裁判』講談社現代新書、p.70～74。ソ連の検察団が訴追リストから天皇を外していたのは、極東委員会の決定を知らない検事団にとって驚きであった（粟屋健太郎[1989.7]『東京裁判論』大月書店、p.203）。

79) オーストラリアが天皇訴追にこだわった理由については、戸谷真由[2008.8]『東京裁判』（みすず書房）第2章「裕仁天皇の起訴をめぐる」において詳しい分析がなされている。なお、同章では、ソ連が1950年代から改めて天皇訴追論を主張し始めたが、冷戦開始後の時期にあって、オーストラリアもソ連提案に反対したため、結局は天皇の訴追は行われなかった旨の、新しい分析がなされている。このように、占領中は絶えず、訴追の可能性に怯えざるを得なかった天皇が、最終的に訴追を免れたのは、対日講和条約が発効した1952年4月28日だといえる。このように見ると、戦後における裕仁天皇の極度の対米迎合主義の隠された理由の一端が理解できる。

⑦ 一方、天皇は訴追を免れるため汲々としていた。天皇は敗戦間もなくアメリカのジャーナリスト（ニューヨーク・タイムズとUP通信）のインタビューを受けた。質問の核心のひとつは、アメリカ人たちが最も関心を寄せていた、「天皇は真珠湾不意打ち作戦を知っていたか否か」という問題であった。これについて、天皇はそのような作戦は事前には知らなかったと答えて、東条首相にその責任を転嫁した⁸⁰⁾。

天皇は1946年3～4月、側近を集め、昭和史と自らのかわりについて語った⁸¹⁾。その内容はこれまでの昭和史研究でほとんど明らかになっていた内容ではあったが、天皇の自らの言葉で語られたという意味は大きかった。しかし、それは、天皇が自らの言行を後世に残しておきたかった、という単純な動機からなされたものではなかった。

実は、東京裁判への天皇訴追を回避するために腐心していたキーナン主席検察官が、最も欲したのは次のことであった。ポツダム宣言受諾について「聖断」を下し敗戦を導いた天皇が、何ゆえに「開戦」を防ぎ得なかったかという問題に対する、天皇自身の言葉による合理的な理由づけであった。そこで天皇がこの要請に応じて提出したのがこの『独白録』に他ならなかった。天皇はそこで、もし開戦を拒否したならば、クーデタが生じ、自分よりもっと好戦的な天皇が出現したであろうから、これを防ぐために、敢えて開戦に賛成したという論理を展開した⁸²⁾。この証言は、その真偽の程はさておくとして、これまでの歴史研究においては知られていなかった内容であるが、しかし、このような理由はいかにも後知恵の感は免れない。

一方、天皇独白録が雑誌『文藝春秋』（1990.12）に発表された際、一部の歴史学者は、この独白録は天皇訴追回避の方策だとは認めず、彼らは「もしこれが英訳されて、GHQ中枢部に届いていたならば、これは天皇の訴追回避録だといえる」、と明言していた。果たせるかな、NHKのディレクターの苦心の探索によって、英訳分はマッカーサー元帥の軍事秘書であるボナ・フェラーズ准将の許に届いていたことが判明したのである⁸³⁾。

80) 天皇の対米迎合主義の典型はいわゆる「沖縄メッセージ」である。天皇はマッカーサーと11回会見し、アメリカの占領政策に寄り添った発言をおこなっているが、特にその第4回会見において（1947.5.6）、米軍の占領が「二五年から五〇年、あるいはそれ以上にわたる長期の貸与というフィクション」のもとで継続されると述べている（豊下楯彦[2008.7]『会見昭和天皇・マッカーサー』岩波文庫、p.54）。

81) 寺崎英成[1991.3]『昭和天皇独白録』文藝春秋社。

82) 同上、p.71。

83) 東野真[1998.7]『昭和天皇・二つの独白録』NHK出版。

- ⑧ 裁判は1946年5月3日に開廷し、歴大な証拠に基づいて進められた。被告たちの中で、さすがに開戦内閣の首相であった東条は日米開戦に反対したなどとはいえなかったが、他のほとんどの被告は異口同音に無罪を主張し、自分こそが平和主義者であり、あたかも日米開戦反対論者であったかのごとき弁明を行った。もし、事態が被告の弁明どおりであったならば、日米開戦は、誰も望みもしなければ、誰も決定しないままに行われたことになる。日本指導者たちの責任逃れと自己弁護の典型をここに見ることが出来る。
- ⑨ 裁判は1948年11月12日、25名に対する判決をもって終了した。なお、起訴中死亡者2名（松岡洋右・永野修身）、精神異常者（大川周明）1名は免訴となった。
- 死 刑：東条ら軍人6名と唯一の文官として広田弘毅（同年12月23日に7名の死刑執行）
- 終身禁固：16名、軍人は橋本欣五郎、畑俊六、等。文官では木戸幸一、平沼騏一郎、等
- 禁固20年：東郷茂徳
- 禁固7年：重光葵
- なお、終身禁固及び有期刑者は日本独立後、減刑となり順次釈放された。
- ⑩ BC級戦犯裁判は実際には、もっぱら(B)「通例の戦争犯罪」のみが裁かれた。法廷はアメリカ・イギリス・オーストラリア・オランダ・フランス・フィリピン・中国の7カ国とソ連で設置され、7カ国法廷では合計5700名が裁判を受け、うち死刑が約980人、無期・有期刑約3400名、無罪約1000名であった。ソ連については推定3000名が裁判を受けた。ドラマ「私は貝になりたい」のごとく、上官の命令でやむなく捕虜を殺したことを問われ、反対に上官は罪を免れるというような不合理も多くあったが、しかし、日本軍がアジア民衆に犯した罪に比較すれば戦犯として裁かれた者は氷山の一角にしか過ぎなかった。たとえば、中国では満州事変以来、中国人は1000万人以上が殺され、そのほか、レイプ、虐待、毒ガス使用、数限りない戦争犯罪にもかかわらず、中国で裁かれたのは900名足らずであった。⁸⁴⁾

C. 極東国際軍事裁判をめぐる争点

東京裁判の評価をめぐる諸問題は、今日なお現実的な政治争点となっている。東京裁判を不当とする論者は、この裁判が勝者の裁判であり、法的には事後法による裁判であることを

84) 林博史[205.6]『BC級戦争裁判』岩波新書。南京作戦と三光作戦など、日本軍の蛮行については前々号の注35参照。

主張し、靖国神社へのA級戦犯合祀とそれへの首相の公式参拝についてはこれを正義とし、強く推進している。周知のとおり、この問題は小泉元首相の時代、中国や韓国・朝鮮共和国との外交問題にまで発展した。この靖国問題は、国内での裁判闘争としては憲法第20条（信教の自由）と第89条（宗教団体・施設への公金支出禁止）をめぐる問題として争われているが、いうまでもなく、この問題の本質は、日本のアジア・太平洋戦争の政治的・歴史的評価の根本にかかわる問題である。ここでは、東京裁判不当論の原型となったいくつかの主張を紹介し、その検討を行う。

東久邇内閣は最高弁護方針として次の3点を確認した。

- (一) 天皇に責任を及ぼさないようにすること。
- (二) 国家を弁護すること。
- (三) 前二項の範囲において極力、個人を弁護すること。

政府は最初から、天皇と国家の弁護を方針としていた。だが、キーナンによって、日本政府による弁護活動はポツダム宣言違反として示達されたため、これは実施されなかった⁸⁵⁾。この課題は、幣原内閣にも継承されたが、吉田茂外相の反対によって政府の統一見解は実現しなかったらしい。吉田にとっては、軍国主義者の追放と対米協調という二重の意味で東京裁判は好都合であった。「天皇をまもるための東京裁判」という見地から、小細工をしないほうが良いとの判断であった⁸⁶⁾。

被告たちは、国家弁護かそれとも個人弁護かで、弁護方針をめぐる対立した。このうち、日本国家無罪論に立ち、その後の東京裁判不当論の先駆的役割を果たしたのが、弁護団副団長の清瀬一郎弁護人の冒頭陳述であった。その要点を列挙すれば次のとおりである⁸⁷⁾。

- ・日本人の国民的特徴は、国家独立の保持、人種差別の廃止、理想は東洋平和。
- ・「八紘一宇」とはUniversal Brotherhoodの意味。
- ・皇道の本旨は、仁愛、公正、及び道徳的勇氣。
- ・重臣会議による首相候補の人選はたまたま出席した人の思いつき。
- ・軍部大臣の現役武官制は、226事件以後の肅軍徹底のため。
- ・戦前、日本では言論の自由は保障され、思想統制は共産主義と極端な国家主義運動の抑制のため。
- ・中国にたいしては全面戦争を予期せず、したがって対中国戦争に関する包括的計画はなし。
- ・ポツダム宣言にいう戦争犯罪には、「平和に対する罪」「人道に対する罪」は包含されず。

85) 粟屋健太郎[2006.8]『東京裁判への道』講談社選書メチエ、p.175～176。

86) 上掲、日暮、p.153。

87) 小堀圭一郎[1995.8]『東京裁判・日本の弁明』講談社学術文庫、p.66～125。

- ・東京国際軍事裁判所憲章は、事後法で本裁判には適用されない。
- ・日本の中央政府ならびに統帥部は戦争の法規慣例は厳重に遵守。
- ・盧溝橋事件は日本に責任なし。
- ・支那事変の目的は、支那の支配者に反省をもとめ、日支関係の本来の姿に立ち戻ること。
- ・支那事変は、宣戦布告をしていないので、ワシントン九カ国条約には違反しない。
- ・アヘンの売買はないし、伝えられる残虐行為は誇張か捏造によるもので、軍幹部は関知しない。
- ・三国同盟は日米戦争を回避するため。
- ・多くの被告は残虐行為・俘虜虐待は本法廷で初めて知った。知っていた者は防止に努力した。

事後法の問題は別に論ずるとして、これらの弁護論は詭弁と虚偽で固められた、噴飯ものではあるが、しかし、大東亜戦争肯定論の原型として記憶すべき諸論点であるので敢えて紹介せざるを得ない。

今日まで、東京裁判不当論の最大の論拠としてもはやされているのが、被告全員無罪を論じたインド出身のパル判事の判決文である。日本政府もこのため後に、彼に対して勲章を与え、その功をねぎらった。パルの判決文は膨大なものであるが、その主張の核心的部分のみを紹介する。⁸⁸⁾

- ・裁判所が裁判の対象とする管轄は、ポツダム宣言上、1937年日中戦争から1945年までに限定すべき。
- ・「平和に対する罪」「人道に対する罪」は事後法で、法の適用の遡及禁止の原則違反。
- ・戦勝国に法律制定権はない。
- ・侵略戦争は定義できない。日本の満州支配をもって侵略戦争とはいえない。
- ・原爆を投下したアメリカ自身はその責任を問われない限り、厳密な意味での戦争犯罪は存在しない。
- ・証拠手続きとして、たとえば「西園寺・原田回顧録」を採用したごとく、伝聞推定に基づき、証拠法の原則に違反。
- ・南京事件やフィリピン、その他の日本占領地での非戦闘員に対する残虐行為があったことは間違いはないが、日本政府や軍中央がそれを指示した証拠はない。
- ・すべての起訴事実について、当該被告人がこれらに関して共同謀議をおこなったことも証明されない。

法律論に関しては、後に述べるが、南京事件やその他アジア諸国における日本軍の残虐行為について、政府や軍中央の指示命令の証拠はない、というパルの論理は、性的奴隷問題（「日

88) 東京裁判研究会[1984.2]『共同研究・パル判決書』上・下、講談社学術文庫。

本軍慰安婦」問題])で現在でも日本政府が用いている遁辞の典型である。仮にそのような命令書があったとしても証拠は湮滅されているし、そのような命令証拠がなかったとしても、日本軍は政府の機関であるゆえ、日本政府と軍中央はその責任を問われなければならないのである。

満州侵略は侵略ではない、という理論的根拠は、「リットン調査団」報告書に基づくものであるが、既述((8) 満州事変 c.リットン調査団報告、参照)のごとく、同調査報告そのものが植民地主義肯定を前提としたものであった。

以上のような、日本の全面的な無罪論を展開したパル判決を理解するためには、彼の政治的背景も理解しておかなければならない。インドは長期にわたってイギリスの植民地支配を受けてきたゆえ、彼は、いまさら英米が日本の植民地主義を非難することができるのか、という強い信念を持っていた。彼が、アメリカの原爆投下を批判するのもここに一因がある。一方、パルが日本の中国・満州侵略に比較的寛容な態度示した背後には、「共産主義の発展は、事実上においては、まったく外国の侵入に匹敵するもの」⁸⁹⁾、というパルの極めて強烈な反共主義が存在する。彼は、中国共産党が日貨ボイコットをするから、日本も武力行使をしなければならなくなった、という本末転倒の論理を展開しているのである。

パル判決のほかにも、東京裁判は、管轄外の裁判を行う不当な裁判である旨の法律論を、より詳細かつ精密に論じたのが高柳賢三弁護人であるが、その趣旨はパル判決と大差はない⁹⁰⁾。

東京裁判ではまず、この管轄論は却下された。従来の刑法論、刑事訴訟法論、国際法論の原理をそのまま適用すれば、裁判そのものが成立しないからである。「共同謀議」という法概念は、日本法理には存在しない、英米法に特有な概念であり、この法理を戦犯裁判に適用するのは苦肉の策ともいえるが、ここでは詳しくは論じない。東京裁判で中心的な法理論問題は、事後法によって刑罰を科することが出来るか、という問題である。

事後法による遡及的な加罰禁止は、ブルジョア革命によって確立された刑法上の原則である。それは、絶対主義王政による恣意的な逮捕や裁判から市民を守る原則であり、その後は、国家権力から諸個人の自由権を守る法理として国際的・歴史的に定着した法の基本原理であった。だが、侵略戦争とそれに随伴する諸犯罪、つまり国家的犯罪に関して、その政府・軍の指導者たちを裁判するという新しい事態の下では、国家から個人を守るという法理をそのまま適用することは出来ない。もし、事後法・遡及効禁止を機械的に国家犯罪に適用すれば、政府・軍の指導者の裁判は永久に不可能となろう。日本帝国主義とナチス・ドイツは、

89) 上掲、パル・下、p.503。

90) 上掲、小堀、p.126~156。

従来の刑法や国際法が到底予見し得なかった蛮行を国家の命令で行ったのである。したがって、従来の法原則を遵守し戦犯裁判を行わないことと、事後法によって戦犯裁判を行うこと、のいずれに歴史的正義が存在するのか、ということこそが問題の本質である。

東京裁判批判の最大の論拠の一つは、「勝者の裁判」ということである。検察官・裁判官は戦勝国であり、戦勝国の戦争犯罪には一切言及されなかった。なるほど、東京裁判はこれらの意味では「勝者の裁判」であった。だが、日本政府が「ポツダム宣言」第10条を承認する限り、連合国による戦犯裁判は不可避でもあった。但し、前述のごとく、日米戦争に限定すれば、それは帝国主義戦争であり、両国のいずれにも正義の存在しない戦争であり、アメリカが日本政府・軍を裁判する権限は存在しない。特に原爆投下という国際法違反を犯したアメリカには本来、日本を裁く権限は道徳的な意味では存在しない。それにもかかわらず、アメリカ帝国主義が日本帝国主義の侵略と戦う中国政府を援助するという形で、中国人民の民族解放戦争の側に立ち、日本の植民地主義、ファシズムを打倒とするという形で、日米戦争が行われた限り、そしてアメリカが全世界的な反ファシズム民主主義連合国の代表として登場した限りにおいて、アメリカは相対的に歴史的正義を代表していたのである。

「勝者の裁判」とはいえ、対日勝利の一因をなしたアジア諸国民の代表は検察官・裁判官の席を占めていない。わずかに、インドとフィリピンの代表が参加したに過ぎない。日本軍の暴虐の真の犠牲者こそ、アジア民衆に他ならないにもかかわらず、である。ビルマ（ミャンマー）、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、台湾、朝鮮の人民の代表は東京裁判には招かれなかった。この意味では、東京裁判は、すべての勝者の裁判ではなかったである。

本来なら、日本の人民が、日本の指導者たちを裁判しなければならなかった。それは、人民の歴史的権原に基づくものである。イタリアでは、パルチザンがムッソリーニを逮捕して、これを銃殺し、逆さ吊りにして広場に晒した。この銃殺は従来の法律からいえば殺人罪ではあるが、しかし、パルチザンがこの銃殺をもって、殺人刑に処せられた話は聞かない。つまりこの銃殺は、従来の法律の適用範囲を超えた、人民の歴史的権原に属する事柄だったからである。しかし、天皇制に深くひれ伏してこざるを得なかった日本人民には、天皇を頂点とする戦争犯罪を罰する力はなかったのである。

一方、歴史的仮定の話として「日本人の手で自主的な裁判が行われていたら、開戦や終戦の天皇の判断について、日本人の側から踏み込んだ議論が出来たかもしれない」⁹¹⁾という高名な日本政治史研究者の見解もある。この場合、日本人というのは誰か。発言者の治的立場

91) 御厨貴「新・東京裁判」『文藝春秋』2008.10号、p.204。

から見て、まさか人民裁判を意味するものでもあるまい。日本の軍部や政府による裁判という意味なら、上述の「本間雅春中将待遇停止」の例が如実に示すがごとく、「相当官待遇停止」でお茶を濁すのが精一杯であったことは明白である。もし、日本側の裁判であったならば、日本帝国主義の犯罪が全て隠蔽されていたことは火を見るより明らかだ。ましてや、天皇の判断について踏み込んだ議論が出来るなどとは笑止な見解である。

もとより、東京裁判のさまざまな欠陥は否定し得ない。最大の欠陥は、戦争の最高責任者である天皇を免訴としたことにあるが、この他、日本の朝鮮・台湾に対する植民地支配とそれに随伴するさまざまな犯罪、例えば性的奴隷問題（インドネシア捕虜収容所におけるオランダ人女性に対する性的強制問題では、オランダ軍事法廷が日本軍責任者を処刑した）や朝鮮人・中国人強制連行問題を不問にしたこと、731部隊問題をアメリカ軍へのデータ引渡しを交換条件として不問にしたこと⁹²⁾、原爆投下を不問にしたこと、等々をあげることが出来る。

それにもかかわらず、東京裁判の歴史的意義は否定できない。何よりも、日本人の手では行えなかったアジア・太平洋戦争の戦争犯罪を断罪したこと、日本政府・軍が膨大な証拠を滅却したにもかかわらず、なお奥深く隠匿していた歴史的証拠を強権的に提出させ、昭和史の秘密やその資料（張作霖爆殺事件、柳条湖事件、南京事件をはじめ夥しい日本軍の残虐行為、木戸幸一日記、等々）を暴き出したこと、特に現代日本史に関する何の予備知識も持たなかった検察官・裁判官が事実誤認も避けられないとしても、昭和史の核心に迫ったこと、等は特筆すべきである。

d. 木戸の天皇退位論と天皇の戦争責任回避論

東京裁判の結審のころから、天皇の退位問題が再燃した。この問題について、巢鴨プリズンで服役していた木戸は、日記に次のように記している。

陛下に御別れ申上げた際にも言上し置きたるが、今度の敗戦についてはなんとしても陛下に御責任あることなれば、ポツダム宣言を完全に御履行なりたる時、換言すれば講和条約の成立したる時、皇祖皇宗に対し、又国民に対し、責任をおとり被遊、ご退位被遊が至当なりと思ふ。⁹³⁾

92) 森村誠一[1983.6~1985.8]『悪魔の飽食』角川文庫。滝谷二郎[1989.4]『殺戮工廠・731部隊』新森書房。森村誠一編[1990.7]『裁かれた七三一部隊』晩聲社。N.イワノフ/V.ボガチ著鈴木啓介監訳・中西久仁子訳[1991.12]『恐怖の細菌戦—裁かれた関東軍第七三一部隊』恒文社。常石敬一[1999.9]『医学者たちの組織犯罪・関東軍第731部隊』朝日文庫。青木富貴子[2005.8]『731部隊』新潮社。

93) 栗屋健太郎他編[1987.1]『東京裁判資料・木戸幸一尋問調書』大月書店、p.559。

この記事に拠れば天皇と木戸との別れの晩餐会（1945.12.10）に、木戸は天皇に退位を勧めたことになる。だが、天皇は退位することなく1952年5月、独立記念式典に際して在位の存続を宣した。

また、天皇はずっと後に、戦争責任について記者質問を受けたとき（1975.10.31）、次のように述べた。

そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学的方面はあまり研究していないので、よく分かりませんから、そういう問題についてはお答えしかねます。…原子爆弾が投下されたことに対しては遺憾に思っておりますが、こういう戦争中であることですから、どうも、広島市民に対してはきの毒ではあるが、やむを得ないことと私は思っております。⁹⁴⁾

戦争責任の問題を、言葉のアヤとして、はぐらかした天皇のこの応答については、いかなるコメントをつける必要もなからう。また、近年の久間元防衛大臣のアメリカの原爆投下についての「しょうがなかった」発言（2007年6月）の源流がここにあることも改めて思い知らされるものである。

（17）日本国憲法制定

ポツダム宣言受諾に伴い、大日本帝国憲法の改正が不可避となった。幣原内閣の下に国務大臣・松本烝治を長とする委員会が設けられ、改正準備が始められた。この委員会草案が1946年2月1日に「毎日新聞」にスクープされたが、その内容にGHQはもちろん日本国民も仰天した。改正案は大日本帝国憲法のテニオハを変えただけで、内容的には全く改正されていなかったからである。マッカーサーは、このような内容では、日本占領の最高決定機関としての極東委員会の上を承認することは出来ないと判断した。同委員会では、イギリス、オーストラリア、ソ連が日本の天皇制反対とみなされており、しかも同委員会の発足を2月26日に控えていた。アメリカの占領政策の基本路線は、帝国主義競争者としての日本帝国主義を、民主化を通じて徹底的に弱体化させること、しかもスムーズな占領政策遂行のためには天皇制の存置を不可欠とすること、であった。これを実現するためには、極東委員会が憲法改正問題に関与する以前に、マッカーサーのイニシヤティブの下で、憲法改正作業を完成させなければならなかった。残された時間はたった3週間余しかなかった。マッカーサーは2月3日、いわゆるマッカーサー3原則を示した。それは、元首としての天皇の存置、戦争放棄、封建制の撤廃であった。最高戦争責任者としての天皇を残置するためには、日本に軍国主義が再び復活しない担保、保証が必要であり、それが戦争放棄であった。とくに、アメリカ帝

94) 黒田勝弘・畑好秀[2004.1]『昭和天皇語録』講談社学術文庫、p.332。

国主義にとって、日本の戦争放棄は、日露戦争以後の軍事的ライヴァルであり続けた日本帝国主義の息の根を止めるためには不可欠であった。それは、自衛戦争も禁じる徹底したものである。⁹⁵⁾

- 一 天皇は国家の元首の地位にある。皇位の継承は、世襲である。天皇の義務及び権能は憲法に基づき行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意志に対し責任を負う。
- 二 国家の主権的権利としての戦争を放棄する。日本は紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理念にゆだねる。いかなる陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えられない。

三 (略)

マッカーサーの命令によるGHQの憲法草案作成作業は2月4日に開始され、2月10日に脱稿した。それは、正に不眠不休の突貫作業の成果であった。だが、幣原内閣はこの草案受け取りを拒否した。これに対して、GHQは、日本政府が草案を受諾しないかぎり天皇制が残置される保障はない、と半ば脅迫的に説得し、日本政府も3月5日、受諾やむなきに至った。ここでも、天皇制をいかに残すのか、というのが日本支配者階級の最大の関心事であった。

憲法の議会審議は、幣原内閣を引き継いだ吉田茂内閣の下で行われた。議会論争は、国体は変革されたのか否かをめぐる激論をはじめ、幾多の点にわたって激しく行われた。中心争点の一つである天皇の地位については、マッカーサー三原則に表記された元首の規定が消え、象徴天皇制となった。もはや、絶対主義天皇の固有の階級的・社会的基盤であった寄生地主階級と軍隊が消滅し、他方、天皇制廃止を求めるアメリカの世論や連合国内に天皇制廃止論がある中で、大日本帝国憲法的な天皇の存在する余地はなかったのである。

もう一つの重要論点は第9条をめぐる解釈であった。第9条草案には、マッカーサー3原則とは異なって、自衛戦争についての言及はなかった。これについて、共産党の野坂参三は、第9条が自衛権を否定するものとして、憲法草案に反対の態度を表明した。これに対する、吉田首相は、これまでの戦争がいずれも自衛を掲げながら、その本質は自衛ではなく、従って自衛戦争といえどもこれを放棄するものである旨の有名な答弁を行った(1946年6月)。これは、歴史的な意味を持つものである。

国家正当防衛権に依る戦争は正当なりとせられるようであるが、私はかくの如きことを認むることが有害であると思うのであります。(拍手) 近年の戦争はおおくは国家防衛の名に於いて行われたることは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する

95) 松本昌悦編[1998.4]『原典・日本憲法資料集』創成社、p.224。

所為であると思うのであります。⁹⁶⁾

もとより、吉田首相の見解は変化する。国家には自衛権はあるが、戦力の保持ならび交戦権の禁止によって、自衛権の発動としての戦争は禁止されており、自衛の名によって行われたのが満州事変や大東亜戦争であったと述べたが（1946.6.26政府答弁）、後述の如く、その舌の根も乾かないうちに、1950年の年頭施政方針演説では明確に自衛権の保持を表明した。この間、海上保安庁が創設され（1948年）、警察予備隊創設（1950年）に至るのである。

ともあれ、成立した憲法は、前文で恒久の平和を念願し、諸国民の公正と信義に信頼して安全と平和を確保することを謳いあげ、第9条で戦力の放棄と交戦権の禁止を定めた、20世紀の憲法として世界に比類のない格調高いものとして完成した。これは、GHQの思惑を超えて、戦争の辛酸を深く味わった日本国民のみならず、日本軍に侵略され阿鼻叫喚のうちに殺され傷つけられたアジア諸国の幾百万、幾千万の人民の平和希求の声が生み出した憲法であった。

(18) 朝鮮戦争と警察予備隊の発足

東京裁判と日本国憲法制定が、少しの時間のずれを伴いながら、ほぼ平行して進行している間に、世界情勢は冷戦に向かって大きく舵を切りつつあった。既述のように、アメリカは1947年3月、トルーマン・ドクトリンを発表しソ連封じ込め戦略を基本戦略とすることを決定した。中国では国共内戦が再開し、蒋介石軍は苦戦を強いられていた。ロイヤル米陸軍長官は1948年1月、日本を共産主義の防壁とすることを明らかにした。これは、帝国主義競争相手としての日本帝国主義の弱体化政策=非武装化・民主化から日本を反共の砦として強化する、というアメリカの対日方針の大転換であった。米陸軍省は同年2月、日本の限定的再軍備の方針を決定した。吉田首相は1950年1月、上述の如く年頭の施政方針演説で憲法に定めた戦争放棄は自衛権の放棄を意味しないことを演説した。同年6月、朝鮮戦争が勃発し、日本政府はGHQの命令によって、間髪を入れずに7月、75000人の警察予備隊を発足させたのである。朝鮮戦争にアメリカ軍が出払った後の治安維持を確保することがその発足理由であった。軍隊とはいわずに、「警察の予備隊」と表現したのは、憲法違反の批判を免れようとする姑息な手段に他ならなかった。

警察予備隊の発足は、あたかも急遽の政策のごとく装われたが、実は日本政府は、戦後直後から密かに旧日本軍幹部の温存と連絡組織網の設置を図り、再軍備の日に備えてきた⁹⁷⁾。

96) 杉原泰雄編著[1994.6]『資料で読む日本国憲法(上)』岩波文庫、p.111所収。

97) 佐道明広[2003.11]『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、第1章第1節参照。

陸軍省・海軍省は1945年12月に廃止されたが、代わって第一・第二復員省が設けられ、これが厚生省の復員局に受け継がれるのであるが、これこそが復員局という名を隠れ蓑として利用した旧軍の生き残り機関であった。

陸軍関係では、陸軍参謀本部作戦課長であった服部卓四郎・元大佐を中心とする旧軍人たちの「服部グループ」が形成され、占領軍参謀2部(G2)のウイロビー少将と結びついて、陸軍の復活を画策した。このほか、旧軍人の秘密機関としては旧参謀本部次長であった川邊虎四郎の「川邊機関」や辰巳栄一・元中将の「辰巳機関」が暗躍していた。

海軍関係では、海上保安庁が1948年5月に誕生する。これが旧海軍軍人の人的温存機関となった。旧海軍士官1000名、旧下士官・兵3000名が海上保安庁に採用され、朝鮮戦争に際しては機雷掃海に従事し、1名が触雷のため死亡した。旧海軍では、野村吉三郎を中心とするグループが海軍再建の画策を行ったが、海上自衛隊発足にあたっては、海上保安庁に温存された旧海軍軍人や野村グループが重要な役割を担った。

旧職業軍人は1946年1月に公職追放処分を受けていたが、上述の如く、すでに海上保安庁設置に際しては旧海軍将兵が採用され、その他の旧軍人は警察予備隊の発足と共に1950年11月、追放解除が開始された。

(19) サンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約

アメリカは、日本を安定的な反共国家として自立・強化させるため、日本の独立を承認することとなった。講和会議は1951年9月、サンフランシスコで開催された。だが、講和会議をめぐる根本争点があった。それは、中国の代表権をめぐる米ソの対立であった。アメリカは、中国の正式代表は、国共内戦に破れて台湾へ逃げ込んだ蒋介石政権=中華民国とした。当時、朝鮮戦争においてアメリカは朝鮮民主主義人民共和国に与する中国義勇軍との戦争の真っ最中であった。一方、ソ連は、1949年10月に成立した毛沢東政権=中華人民共和国の代表権を主張し、これが承認されない限り、講和会議ボイコットの意思を表明した。吉田政府は、アメリカの主張に追随した。

この問題をめぐって日本国内でも、世論は二分された。社会党左派、共産党、総評、知識人たちの平和懇談会、全学連は、中国代表権を中華人民共和国とし、中ソとも参加しうる全面講和論を主張した。これは、独立後の日本の外交基本路線をめぐる対立を表現していた。全面講和論は、米ソいずれとも敵対せず、いずれの国とも軍事条約を締結しない、という中立路線を意味した。社会党は1949年、講和三原則「全面講和、中立堅持、軍事基地反対」(警察予備隊の発足とともに「再軍備反対」を追加)を掲げて闘った。後にこの路線は、日本社会党の看板としての「非武装中立路線」と表現されるに至る。

他方、政府と財界、社会党右派は、中ソ両国の不参加やむなし、とする片面講和=単独講和を主張した。片面講和の主張は同時に日米安全保障条約の締結と連動していた（社会党右派は日米安保には反対）。この安保条約は、アメリカ側の片務的な日本の安全保障や日本の内乱鎮定と引き換えに日本独立後の在日米軍基地の自由使用を目的とするものであった。結局、実現したのは片面講和であった。とはいえ、安保条約は、あたかも植民地に対する宗主国の条約のごとき体裁をなしていたので、さすがに、吉田首相もこの条約の屈辱的な内容を自覚しており、条約調印は講和会議場を避け、米空軍基地で、首相単独で行ったのである。

講和条約は、千島列島・樺太および日本が日清戦争以来、領有したすべての領土の放棄（第2条）、アメリカによる奄美大島や沖縄の信託統治（第3条）、占領の終了（第6条）、極東国際軍事裁判所および連合国戦争犯罪法廷の裁判の受諾（第11条）、日本の賠償請求権の放棄（第19条）、等を定めた。講和条約はいわば、台湾出兵以来、膨張に膨張を重ねてきた日本帝国主義の侵略と戦争を清算し、日本国憲法と並んで、日本が平和国家として出発すべきスタートであった筈である。だが、事態はこれとは全く別の方向に走りだしていた。

日米安保条約の前文にはアメリカは日本に対して「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸次的に自ら責任を負うことを期待する」とある。吉田首相は1952年1月、これに応えるがごとく衆議院本会議で改めて自衛権の存在を主張した。警察予備隊は同年10月、保安隊に改組された。

朝鮮戦争は1953年7月、休戦協定によってひとまず大規模な戦火は収まった。だが、冷戦自体は暫くの小康を見せたに過ぎず、アメリカの対ソ軍事的対決はますます強められていった。アメリカは既に1951年、相互安全保障法（MSA協定）を定め、各国に対して軍事援助を中心に対外援助を行い、反共国家育成・強化に努めていた。この一環として、池田（自民党政調会長）・ロバートソン（国務次官補・極東問題担当）会議が1953年10月に行われ、日本の軍備強化に関する基本的な合意がなされた。アメリカは当初、陸上10個師団32万5000人の軍備強化を求めた。日本側主張は、軽武装・経済重視の基本的見地より、経済援助に重点を置いた。結局、MSAの受け入れによる日本軍事力の漸増・愛国心の教育の強化、米余剰農産物の買い入れと見返り援助に合意した（1954年）。これ以後、いわゆる軽武装・経済重視の路線は、大平正芳首相が1980年に「西側の一員外交」を主張して、アメリカに対する軍事的加担を旗幟鮮明に打ち出すまで、日本外交・軍事路線の基本となった。

日本の軍備強化の出発点として、防衛庁が1954年7月設置され、同時に自衛隊が、陸・海・空の三軍体制で出発した。警察予備隊発足当時から、憲法第九条違反問題が提起されたが、政府の見解は幾多の変遷を経ながら、その主張の核心は第9条が自衛権を放棄したものでなく、したがって自衛のための実力を保持することは違憲ではない、というものである。ま

たしても、侵略を自存・自衛と言い換えるのと同様の詭弁が登場するのである。近年では、次のような主張にまとめられている。

我が国が独立国である以上、この規定（憲法第9条、筆者注）が主権国家としての我が国固有の自衛権を否定するものでないことは、異論なく認められている。

政府は、このように我が国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められていると解している。⁹⁸⁾

憲法改正を掲げる鳩山一郎内閣が1954年12月に登場して以来、特に第9条をめぐる政治闘争が、与野党間で激しくなった。講和問題で分裂していた左右の社会党は、このままでは憲法改正が行われるかも知れないという危機感から1955年10月、左右統一を果たした。一方、鳩山内閣の与党・民主党は少数与党であったので、自由党と保守合同による自由民主党結党をはかり、保守政権の安定を目指した。ここに、1993年まで続くいわゆる55年体制が成立し、与野党間の基本的な対立点として、講和問題以来の日米安保、自衛隊、憲法第9条という外交軍事問題が設定されるのである。

結語

日本帝国主義の戦争と侵略の論理は、明治元年の木戸孝允の征韓論にはじまり、第1回国議会での山県有朋首相の「利益線」防衛論を原型として、絶えざる対外膨張路線を基本線としてきた。それは、「満蒙生命線」論や「大東亜共栄圏」論と呼び名を変えても、対外膨張主義と侵略主義の中身は変わらなかった。しかも、この侵略主義は「自存自衛」の旗印の下に正当化されてきた。戦後、吉田首相が憲法制定議会の答弁において、これまでの戦争が国家正当防衛論なるものによって正当化されてきたが、そのような論理を認めることは出来ない、と述べたが、その限りにおいてそれは正当な主張であった。だが、その吉田自身が自ら前言を翻して再軍備に手をつけ、今日再び「自衛」論の名において自衛隊が存在している。のみならず、イラクへの自衛隊派遣に示されるが如く、海外派兵まで合法化されるに至っているのである。

これまでの日本帝国主義の侵略を正当化する論理は、現在でも後をたたない。日本の侵略主義批判に対しては「自虐主義」と口汚く罵る「新しい教科書を作る会」はその典型である。さらに重要なのは、自衛隊という武力組織の中で、そのような教育が公然と行なわれ、現役の田母神航空幕僚長がその肩書きにおいて、臆面もなく侵略正当化論を麗々しく公開し、し

98) 防衛庁編[2004.7]『防衛白書-防衛庁・自衛隊発足50年を迎えて』p.78~79。(但し、近年の防衛白書はすべて同一の文言)。

かもいかなる法的咎めも受けなかった、ということである。昭和のファシズムのひとつは、陸軍がその則を破って積極的な政治発言と政治介入をおこない、果ては軍事的クーデタを企ててファシズムへの先導役を果たし、誰もそれを阻止できなかったことにあった。田母神論文は論文というには程遠い、稚拙で剽窃に満ちた雑文ではあるが、それが極右勢力の論壇や論客にはもてはやされ、しかも、「ネット右翼」といわれる、一部の草の根の若者たちが熱狂的にこれを支持したことは、日本の将来には極めて危険な要素が孕まれていることを示している。

とくに、世界と日本が、1929年以来の経済恐慌に見舞われ、大量の若者たちが使い捨て労働から、さらには職を失い路頭に投げ出されている現在、若者たちの間に看過できない危険な兆候が顕在化してきている。「丸山真男をひっぱたきたい 31歳、フリーター。希望は戦争」（『論座』2007年1月号）なる一文が登場した。筆者は年収150万円の若者であるが、戦前、2等兵で入隊してきた、超エリートの丸山真男・東京帝国大学助教授に中学校も出ていない古参兵が繰り返しびんたを食らわす話を引き合いに出し、今や社会的底辺にいる若者たちが自らの地位の社会的逆転を図るためには戦争しかない、という主張である。もとより、筆者が本当に戦争を待望しているわけではなく、一種の逆説的手法で語りたかったのかも知れないが、いずれにせよ、社会的状況はかように切羽詰ってきている、ということである。かつて、ナチスが政権を得た大衆的基盤の一つは、世界恐慌とヴェルサイユ条約によって打ち虐げられたドイツの底辺の若年労働者たちであったことを想起することも無駄ではない。

今後、戦争準備とそのために過去の侵略戦争賛美というイデオロギー攻勢が繰り返し行なわれるであろうことは間違いない。だからまた、このような攻勢に抗して、絶えず戦争とは何かという問題を繰り返し論じなければならないのである。根負けしたほうが負けである。本論は、歴史的事実については何の新しい知見を加えたものではないが、しかし、明治元年から敗戦、さらに自衛隊発足までを通観し、日本帝国主義の侵略主義の論理を、論者をして語らしめた、という意味で、何らかの意味を持ちえたのではないと思われる。

筆者の亡き父は1944年、炎熱の西ニューギニアで飢えと病のために没し、遺骨すら帰ってこなかった。今年はそのからちょうど65年となる。彼は徴兵検査では丙種、しかも強度の近眼で、写真で遺影をみるといわゆるラムネ瓶のそこのような厚いレンズを掛けていた。母が語るところによれば、新聞記者であった彼は、「30歳も過ぎた、こんな弱兵を招集するようでは日本も負けだな」という言葉を残して1942年7月2日、戦場に駆り出され、筆者はその翌日に生まれた。いささか場違いではあるが、本論を、内外の多くの戦争犠牲者とともに、終生あいまみえることのなかった父へのささやかな鎮魂の書ともしたい。

（完、2009年2月17日）